

高津区久末障害福祉サービス事業所 設置・運営に係る資格審査要項

令和元年6月

川崎市健康福祉局

総務部・障害保健福祉部

資格審査要項の趣旨

川崎市では、要介護高齢者や障害者の増加、ニーズの多様化・複雑化に対応するため、市有地を積極的に活用しながら、高齢者・障害児者福祉施設の整備に計画的に取り組んできました。

こうした施設の多くは整備から数十年が経過しており、建替え等の老朽化への対応が課題となっています。

また、平成30年3月に策定した「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」では、市有地を貸与している民設施設の移転・建替えにあたっては、引き続き、市有地を貸与することで福祉基盤の確立を図ることとしています。

本要項は、再編整備計画に位置付けられた、障害者通所施設「第1やまぶき・第2やまぶき」の老朽化に伴う久末デイサービスセンター跡地への移転・貸付けを実施するにあたり、その設置・運営を担う法人の資格審査に必要な事項を定めるものです。

令和元年6月

目 次

1	事業概要	1
(1)	事業概要	1
(2)	事業者が行う業務	1
(3)	計画地の概要	1
(4)	整備予定スケジュール	2
(5)	工事進捗等について	2
(6)	計画地の貸付	2
(7)	事業用地及び建築関係	2
2	補助金等の内容	3
(1)	建設時の支援	3
(2)	運営時の支援	3
3	資格・条件	3
4	資格審査の手順とスケジュール等	4
5	資格審査書類	5
6	資格審査に係る留意事項	7
(1)	接触の禁止	7
(2)	資格審査書類の変更等の禁止	7
(3)	虚偽の記載をした場合の失格	7
(4)	資格審査書類の取扱い	7
(5)	資格審査の取下げ	7
(6)	資格審査に関する経費	8
7	審査方法	8
(1)	審査機関等	8
(2)	視察の実施	8
(3)	審査基準	8
(4)	プレゼンテーションの実施	8
(5)	審査結果の通知及び公表	8
(6)	覚書の締結	8
8	決定の取消し	8
9	審査結果の公表について	9
10	審査基準について	10
11	その他	10
	別添資料	11
	参考資料	12
12	資格審査受付後から運営開始までの主な流れ（予定）	13

1 事業概要

(1) 事業概要

本事業は、久末寺谷市営住宅との合築施設である久末デイサービスセンターの跡地において、改修工事を実施し、社会福祉法人ともかわさきが整備し運営している障害者通所施設「第1やまぶき・第2やまぶき」の老朽化に伴う移転を行うものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護事業所を中心として、次項に掲げる業務を実施するものとします。

また、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第69号）、川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号）、その他関係する法令等に沿った施設整備・運営を川崎市の関係各局・各課とも協議の上で行っていただきます。

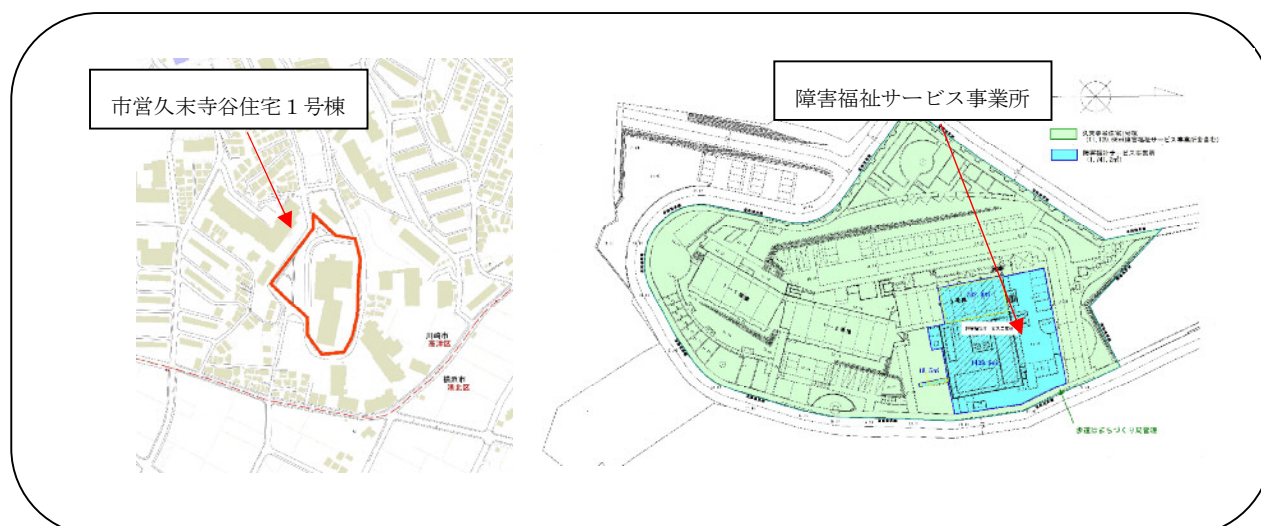
(2) 事業者が行う業務

- ①障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護」に関すること 定員57名以上
現在、(福)ともかわさきが高津区子母口で運営している「第1やまぶき・第2やまぶき」（定員57名）の移転に伴う部分です。
 - ②施設の維持管理に関すること
 - ③その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ※利用者のニーズや社会状況の変化、福祉サービスの制度変更等を踏まえ、利用者への配慮を十分に行い、市と設置・運営法人とで協議した上で、一定の範囲内でサービス内容を変更することができるものとします。

(3) 計画地の概要（図については次頁参照）

ア 所在地	川崎市高津区久末453番地
イ 敷地面積	1,741.2㎡（久末寺谷市営住宅敷地内）
ウ 容積率	200%
エ 建ぺい率	60%
オ 用途地域	第1種中高層住居専用地域
カ 防火地域	準防火地域
キ 高度地区	第2種高度地区（最高高さ15m、北側制限7.5m+1.25/1）
ク 想定延床面積	849.15㎡

【案内図・配置図】



(4) 整備予定スケジュール

令和元年 6月 ~ 令和元年 8月	設置・運営に係る資格審査受付（市対応）
令和元年10月	設置・運営に係る資格審査（市対応）
令和元年10月	設置・運営継続の決定（市対応）
令和元年11月 ~ 令和2年 3月	内装改修設計（入札含）（法人対応）
令和2年 4月 ~ 令和3年 2月	内装改修工事（入札含）（法人対応）
令和3年 2月 ~ 令和3年 3月	開設準備（内覧会等含む）（法人対応）
令和3年 4月 1日	開設予定

(5) 工事進捗等について

工事進捗については、令和2年度100%の出来高とする。また、工事の契約・着工時期等は本市と確認の上決定することとします。

(6) 計画地の貸付

○貸付料

市有地を無償で貸付けます。

○貸付期間

市有地については、本市と設置・運営法人で土地貸付契約書を締結します。貸付期間は、貸付契約締結後から令和3年3月31日までとし、その後原則5年ごとに本市と協議の上、契約更新を行うこととなります。ただし、社会福祉事業の見直しや社会情勢の変化により、契約内容を変更することがあります。

また、貸付対象建物は現況引き渡しとなります。

(7) 事業用地及び建築関係

- ① 施設の建築計画は、都市計画法、建築基準法その他関係法令等に適合したものとしてください。設置・運営継続決定後に事業計画や施設設計等の変更を防ぐために、事前に関係機関等への確認や事前協議は行っておいてください。
- ② 駐車場等、必要な附属施設を確保してください。
- ③ 施設の建築計画に当たっては、地球温暖化防止等への寄与、及び、施設利用者への健康

で温かみのある快適な空間の提供といった観点から、木材の積極的な使用に配慮してください。また、木材の使用に際しては、神奈川県産をはじめとした国産木材の使用に努めてください。

- ④ 施設の整備スケジュールは、当該施設の整備に当たって必要な法令上の手続きに要する期間を十分に見込み、余裕をもって施設を開設することが可能なものとしてください。

2 補助金等の内容

(1) 建設時の支援

【川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金】

●建設工事費補助

建設工事費補助基準額の3/4の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を補助上限額とし、33,787,000円の範囲内で令和2年度に一括して支出致します。

※建設工事費補助基準額＝補助上限単価53,000円/m²（税込み。実行単価がこれに満たない場合は実行単価）×実際の延床面積

●建設設計費補助

建設工事費補助額に3%を乗じて得た額を設計費補助基準額（1,000円未満の端数は切り捨て）として、補助上限額1,013,000円の範囲内で令和元年度に一括して支出いたします。

※工事に伴う行政手続き経費等に必要な設計費も含まれます。

●建設工事監理費補助

建設工事費補助額に1.5%を乗じて得た額を工事監理費補助基準額（1,000円未満の端数は切り捨て）として、補助上限額506,000円の範囲内で令和3年度に一括して支出いたします。

※神奈川県産木材を用いて木造化や木質化を行う場合、国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に神奈川県環境農政局緑政部森林再生課（045-210-4332）に御相談ください。

(2) 運営時の支援

●川崎市給付費等及び施設経営調整加算

川崎市では、障害者総合支援法の給付費に加え、独自に上乘せする支援の仕組みがあります。（別紙3「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照。）

※（1）～（2）については、川崎市議会の予算承認により、補助制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。

3 資格・条件

- 1 社会福祉事業の運営実績がある社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
（共同事業体での申請は不可とする）
- 2 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者であること

- 3 法人又はその代表者が国税及び地方税の未納がないこと。
- 4 民事再生法に基づく再生手続きの申立をしていないこと。
- 5 川崎市と神奈川県警との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書」において排除措置の対象者とされていないこと。
なお、次の場合には、排除措置の対象となります。
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という）に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という）が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- 6 障害者総合支援法第36条第3項の規定に該当しない者であること。

4 資格審査の手順とスケジュール等

令和元年 6月28日（金） 資格審査要項通知
質問受付開始

《質問の方法及び回答方法》

質問の趣旨を簡潔にまとめ、様式14にて、令和元年7月12日（金）までに、「**必ずメール**」でお問い合わせください。

また、回答の内容は、**本要項と同等の効力を有するもの**とします。

メールアドレス：40sisetu@city.kawasaki.jp

件名： 「質問 高津区久末障害福祉サービス事業所の
整備（運営）に関する質問」

令和元年 7月12日（金） 質問受付終了

令和元年 8月30日（金）まで 資格審査受付 正本1部 副本15部

- 1) 受付期間 令和元年6月28日（金）から令和元年8月30日（金）
(土・日曜日・祭日を除く平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)
- 2) 受付場所 ソリッドスクエアビル西館10階 健康福祉局総務部施設課
- 3) 受付方法 予め、電話で日時を予約した上で、資格審査書類一式（正本1部、副本15部）をお持ちください（メール、ファックス、郵送不可）。
また、提出書類の体裁については「資格審査書類の体裁」（別紙4）を参考に整えてください。

4) 審査 設置・運営に係る資格審査を10月に予定

※ スケジュールについては、審査等の進捗状況によって変更する場合があります。

○資格審査に際しての注意事項

- ア 資格審査書類に不足、不備等がある場合、受付をすることが出来ない場合がある。
- イ 資格審査の際は、書類の内容等について回答できる方が来庁すること。
- ウ 資格審査書類は、本審査に係る目的以外には使用しない。ただし、「川崎市情報公開条例」に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合がある。
- エ 資格審査書類については、必要な範囲で複写する場合がある。
- オ 資格審査書類等の作成に必要な費用等は法人等の負担となる。
- カ 資格審査書類は「5 資格審査書類」のとおり並べ、目次およびページ番号（通し番号）をつけて、すべてA4サイズに合せてフラットファイルに綴じること。（A4サイズ以上のものはA4になるように折りたたみ、A4サイズ未満のものはA4用紙に貼り付けること。）
- キ 資格審査書類は、必要書類を**正本1部、副本15部**それぞれ別冊とすること。ファイルタイトルは、背表紙と表表紙へ「ファイル1（法人名）〇〇 高津区久末」「ファイル2（法人名）〇〇 高津区久末」を記載すること。
- ク 副本への添付証明書等は写しで可。
- ケ 資格審査受付期間以降の資料の提出は認めない。ただし、審査のため、本市から追加資料を求める場合がある。
- コ 資格審査書類の受付後に軽微な不備がある場合で本市が補正の必要があると判断したものについては、本市から法人あて連絡し、補正を依頼する場合がある。
- サ 資格審査書類の内容について、独立行政法人福祉医療機構や金融機関、関係者等に確認をする場合がある。

5 資格審査書類

申請書

- 1 申請書（様式1）（印鑑証明書を添付すること）

事業計画に関する書類

- 2 事業計画書（様式2）
- 3 非木造社会福祉施設老朽度調査表（様式3）
- 4 施設に係る各階平面図・配置図・立面図・各室配置図・各室別面積表・駐車場の計画図・工程表（様式任意）
- 5 高津区久末障害者福祉サービス事業所職員配置計画書
(令和3年度、令和6年度、令和7年度)（様式4）
- 6 施設長予定者の履歴書（様式任意）
- 7 高津区久末障害者福祉サービス事業所収支予算書
(令和3年度から令和7年度の5ヵ年分)（様式5-1）

- 8 高津区久末障害者福祉サービス事業所収支予算内訳書
(5年分) (様式5-2)
- 9 高津区久末障害者福祉サービス事業所収支予算内訳書
(年度別) (様式5-3)
- 10 高津区久末障害者福祉サービス事業所人件費に係る経費見積
(様式5-4)
- 11 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく、個人情報の外部提供同意書 (様式6)
- 12 コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式7)
- ※ 過去2年間に次のような事由があった場合に提出してください。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出してください。
- ① 川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合
(川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件該当の有無で判断)
- ② 法人・団体に次の事由があった場合
労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律 (食品衛生法、警備業法等 (いわゆる「業法」))、その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた場合
- ③ 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合
業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物破壊その他の設置・運営法人としての健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為、又はその恐れがある行為があった場合
- ※ 審査結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～③の事由が生じた場合は、速やかに書面にて報告してください。事由によっては再審査を行う場合があります。
- 13 施設整備に係る資金計画書 (様式8)
- ※ 独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入を予定している場合は、提案内容に基づき予め独立行政法人福祉医療機構や金融機関に融資相談を行い、その摘録 (様式9又は10) 及び返済計画書を提出すること。
- ※ 独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入以外については、その資金の確保が確実である根拠書類 (贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、金銭消費貸借契約書の写し、融資確約書など) を提出すること。
- 法人に関する関係書類**
- 14 定款又は寄付行為 (申請時最新のもの)
- 15 役員名簿及び履歴書
- 16 履歴事項全部証明書 (申請時より3ヶ月以内に発行されたもの)
- 17 平成28・29・30年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- 18 平成30年度法人等の収支予算書、決算報告書及び平成31年度事業計画書、収支予算書
- 19 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- 20 就労規則、経理規程、給与規則、個人情報に関する規程、その他法人等諸規程の一式
- 21 平成30年度事業実績報告書
- 22 平成29・30年度の法人監事監査、施設監査結果通知、指摘文書・改善報告書等監査資料の写し
 - ※ 平成26年度以降の第三者評価の結果の写し（直近のもの1件）
 - ※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。
- 23 現に経営している社会福祉事業等の概要（様式11）
- 24 法人又はその代表者の平成29年度・平成30年度の納税証明書（法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）
 - ※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。
 - ※ 納付義務のない法人又はその代表者については、申立書（様式12）により、その旨を申し立ててください。
- 25 障害者雇用状況報告書（直近のもの1件）（労働局等の受付印あり）の事業者控えの写し
 - ※ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている法人は提出してください。
 - ※ 障害者の法定雇用率を達成していることが望ましいです。
- 26 その他、法人の概要のわかるパンフレット等
 - ※ 証明書はいずれも原本とし、発行後3ヶ月以内のものが必要となります。また、写しの場合は、原本証明が必要となります。なお提出された書類は返却しません。

6 資格審査に係る留意事項

(1) 接触の禁止

「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」、川崎市職員、その他審査の関係者に対して、審査の内容に関する接触を禁じます。接触の事実が認められたときは、失格となる場合があります。

(2) 資格審査書類の変更等の禁止

提出した資格審査書類の内容の変更、書類の追加はできません。ただし、「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」が認めた場合及び市から指摘する書類の不足、不備の補完、説明内容の不明点の回答、市が必要に応じて指示をする追加資料の提出を求めた場合はこの限りではありません。

(3) 虚偽の記載をした場合の失格

資格審査書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(4) 資格審査書類の取扱い

資格審査書類は理由の如何を問わず返却はいたしません。

なお、資格審査書類は、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）の対象となります。また、審査された法人の提案内容は川崎市が公表できるものとします。

(5) 資格審査の取下げ

資格審査書類の提出後、資格審査を取下げの場合は「高津区久末障害者福祉サービス事業所の設置・運営申請取下げ書」（様式13）を健康福祉局施設課まで提出してください。

(6) 資格審査に関する経費

資格審査に関して必要となる経費は、すべて法人等の負担とします。

7 審査方法

(1) 審査機関等

学識経験者等を委員として構成する「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」において、提出された事業計画等を踏まえた提案に基づき審議を行い、その審査結果を参考に市長が最終決定します。

(2) 視察の実施

「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」の評価にあたっては、法人等が運営する他の施設の運営実績を踏まえた判断をすることから、他の施設を運営している場合は原則として現地での視察を行い、運営状況を確認するものとします。

(3) 審査基準

「障害福祉サービス事業所設置・運営に係る資格審査の審査基準について（別紙5）」に基づき審査を行います。

(4) プレゼンテーションの実施

令和元年10月に開催予定の「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」の中で、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。詳細は別途調整の上、お知らせします。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については法人に通知します。

また、審査結果（法人名、法人の概要、主な提案内容、審査結果等）は川崎市のホームページ等で公表します。

(6) 覚書の締結

市長より設置を認められた後に、本市と設置・運営法人にて、建設工事等に係る覚書の締結を行わせていただきます。

8 決定の取消し

設置・運営継続決定後においても、次に掲げる事項に該当するときは、決定の取り消しを行う場合があります。なお、決定の取消しに伴い、生じる法人負担について、本市からの補填はありません。

(1) 必要な許認可が取得できない場合

(2) 本市との協議なく、資金計画（自己資金、借入金の返済計画）又は建設計画（設計、建築費等の変更及び工期の延長）を変更した場合

- (3) 法人の責めに帰すべき事由により、覚書が締結できない場合
- (4) 特段の事由もなく令和2年度中に工事着工に至らない場合
- (5) 資格審査書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (6) 資格審査書類に虚偽が判明した場合
- (7) 法人の代表者等が、本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象となった場合
- (8) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合
- (9) コンプライアンスに係る重大な事由が明らかになった場合
- (10) 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員と本件についての接触が判明した場合
- (11) その他事業執行上、支障が発生した場合

9 審査結果の公表について

障害福祉サービス事業所設置・運営法人の資格審査において、より一層の公平性・公正性等を確保するため、次のとおり審査結果等情報を公表いたします。

(1) 審査結果の公表

			民設民営
施設概要（名称・所在地）			○
指定期間			—
経緯			○
申請団体名			○
外部委員氏名			○ (注1)
評価理由			○
審査結果	点数	合計	○
		審査基準ごと	○
提案内容			○

注1) 公表によって、当該委員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等については、条例第8条第3号の規定に基づき、例外的に非公表とする。

(2) 委員会の公開等

		民設民営
委員会の公開	審査に係る委員会	非公開
	導入及び評価に係る委員会	—
議事録の作成		作成※

※本委員会においては、要約方式により作成するものとする。

10 審査基準について

高津区久末障害福祉サービス事業所の資格審査について、次の審査基準に重点をおき評価しますのでご注意ください。

1 書類審査

- (1) 基本方針が適切であること。
- (2) 施設整備計画及び運営計画が適切であること。
- (3) 利用者の健康管理・衛生管理が適切であること。
- (4) 危機管理・安全管理が適切であること。
- (5) 市民の平等な利用について配慮されていること。
- (6) 施設運営に利用者意見が適切に反映されていること。
- (7) 上乘せ提案の内容が効果的であること。
- (8) 経費の縮減や業務改善が適切であること。
- (9) 職員体制が適切であること。
- (10) 施設管理に対する考え方が適切であること。
- (11) 法人の運営状況が安定していること。
- (12) 事業実績が適切であること。
- (13) 情報公開、個人情報保護及びコンプライアンスに対する認識が適切であること。
- (14) 収支計画が適切であること。
- (15) 地域包括ケアシステム推進ビジョンに対応した取組が適切であること。

2 面接審査

- (1) 動機、公益性、具体性、的確性が認められること。
- (2) 強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。
- (3) 障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。
- (4) 職場環境向上の取組が適切であること。
- (5) 地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適正であること。
- (6) 提出書類の内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること。

3 設置・運営継続の決定

- (1) 設置・運営継続の決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、市長が決定する。
- (2) 書類審査及び面接審査の得点合計が満点の60%に満たない場合は、失格とする。

11 その他

- (1) 高津区久末障害者サービス事業所の整備に要する事務費・人件費等の資金を確保してください。
- (2) 業務を行うに当たって、関係する法令等がある場合は、それらを遵守するものとします。法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

<主な関係法令>

- ア 障害者総合支援法
- イ 身体障害者福祉法
- ウ 知的障害者福祉法
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- オ その他関係法令・条例等

(3) 整備にあたっての留意事項

- ア 高津区久末障害者福祉サービス事業所の配置、構造及び設備は、日照・採光・換気・騒音等、利用者の生活環境、保健衛生、緑化及び防災について、十分に配慮・考慮してください。
- イ 建物等に隠れた瑕疵があることを発見しても、法人の負担となります。
- ウ 高津区久末障害者福祉サービス事業所は、地域に根ざし、地域に開かれた施設が望まれることから、設計や建設にあたっては、日影や騒音等にも留意するなど、近隣住民との関係に配慮してください。
- エ 生活介護サービスの利用者の送迎車両等、車両の通行及び駐車等については、近隣住民と交通問題を生じさせないよう十分に配慮してください。
- オ 土地の利用方法、設計・工期等について、川崎市の指導に従っていただきます。
- カ 施設名称は、川崎市と協議のうえ決定してください。

(4) 建設請負業者の入札について

- ① 建設工事の請負業者の決定は、原則として、本市の規定に準じて一般競争入札により行ってください。なお、入札参加資格においては、川崎市内業者としてください。
- ② 入札については「整備に係る入札の流れ」(別紙6)を御参照のうえ、入札及び契約手続きを行ってください。
- ③ 本市に提出された入札結果については、「川崎市情報公開条例」に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。

(5) 審査結果が通知された後も、覚書を締結するまでの間は、コンプライアンスに関する申告書に該当する事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

(6) 施設の管理運営業務の一部(清掃業務、警備業務、設備保守点検など)を委託する場合や、備品・消耗品、食材料、その他施設運営上必要な物品等を購入する場合等は、川崎市内業者(川崎市内に本社を有する業者)の育成及び川崎市内経済活性化を図るため、可能な限り川崎市内業者を活用してください。

別添資料

- (1) 審査書類表紙(別紙)
- (2) 申請書(様式1)
- (3) 事業計画書(様式2)
- (4) 非木造社会福祉施設老朽度調査表(様式3)
- (5) 高津区久末障害福祉サービス事業所職員配置計画書

(令和3年度、令和6年度、令和9年度)(様式4)

(6) 高津区久末障害福祉サービス事業所収支予算書)

(様式5-1)

(7) 高津区久末障害福祉サービス事業所収支予算内訳書

(5年分)(様式5-2)

(8) 高津区久末障害福祉サービス事業所収支予算内訳書

(年度別)(様式5-3)

(9) 高津区久末障害福祉サービス事業所人件費に係る経費見積

(様式5-4)

(10) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく、個人情報の外部提供同意書

(様式6)

(11) コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式7)

(12) 施設整備に係る資金計画書(様式8)

(13) 融資相談記録(様式9及び様式10)

(14) 現に運営している社会福祉事業の概要(様式11)

(15) 申立書(様式12)

(16) 高津区久末障害者福祉サービス事業所の設置・運営申請取下げ書(様式13)

(17) 質問書(様式14)

参考資料

(1) 案内図・配置図・平面図・断面図・立面図(別紙1)

(2) 川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱(別紙2)

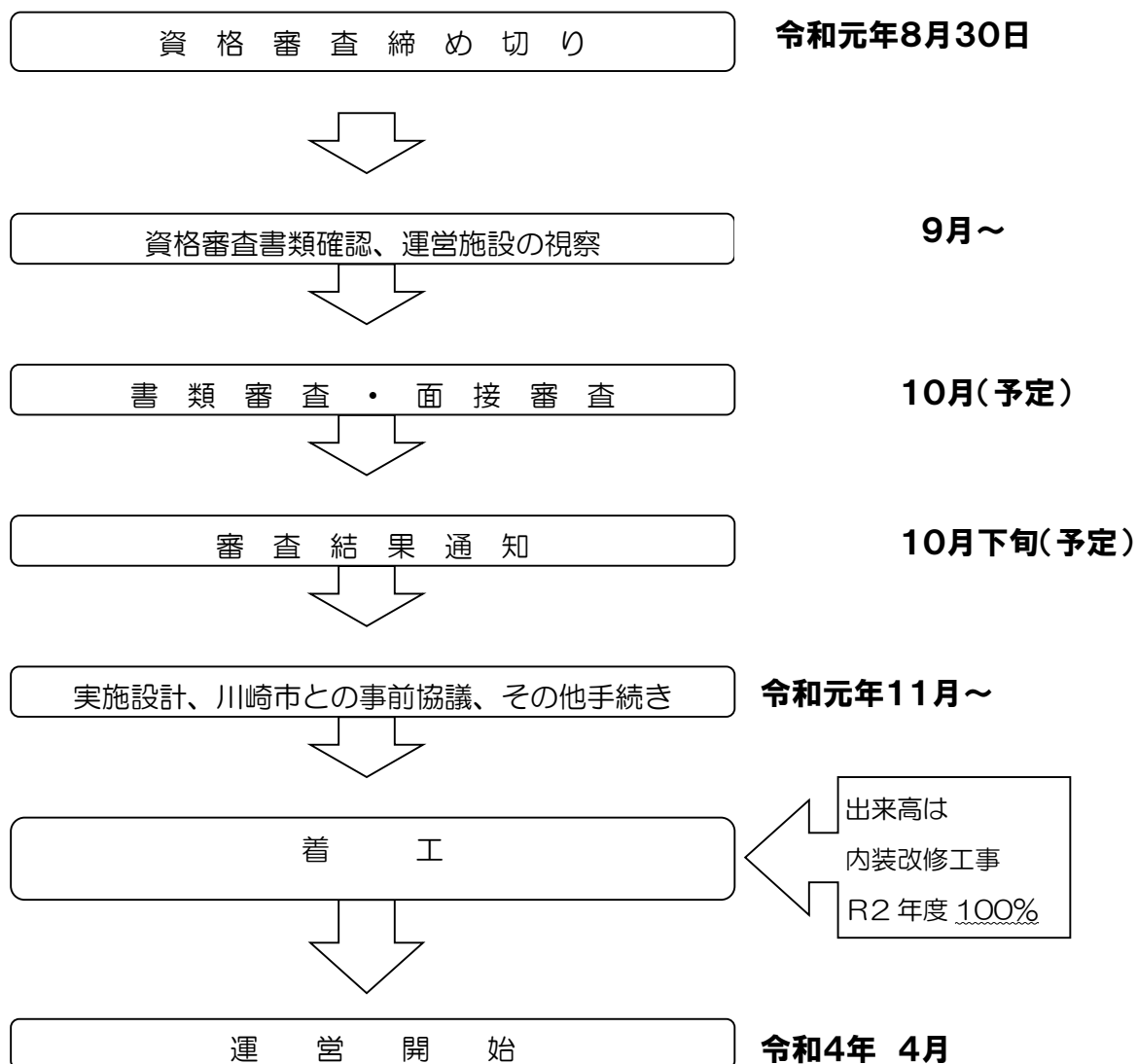
(3) 川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準(別紙3)

(4) 資格審査書類の体裁(別紙4)

(5) 審査基準(別紙5)

(6) 整備に係る入札の流れ(別紙6)

1 2 資格審査受付後から運営開始までの主な流れ（予定）



高津区久末障害福祉サービス事業所 整備・運営事業者の申請要項

令和元年6月

【お問い合わせ】

川崎市健康福祉局

総務部施設課

障害保健福祉部障害計画課

電話：044-200-0467

F A X：044-200-3926

E-mail：40sisetu@city.kawasaki.jp